

国際発第 093 号  
2004 年 8 月 27 日

厚生労働省大臣官房  
総括審議官（国際担当） 長谷川 真一 殿

日本労働組合総連合会  
総合国際局長 中嶋 滋

第 3 回 ILO 懇談会（2004 年 9 月 1 日）  
日本政府年次報告の協議に対する意見

拝啓、

9 月 1 日に開催される第 3 回 ILO 懇談会で実施される「年次報告に関する協議」につきまして、別添の通り意見を提出いたします。本日時点では調整中の意見であることにご留意下さい。

敬具

添付資料：既批准条約の適用状況に関する ILO 条約勧告専門家委員会への 2004 年政府年次報告に対する連合意見（調整中）

既批准条約の適用状況に関する ILO 条約勧告専門家委員会への  
2004 年政府年次報告に対する連合意見  
(調整中)

**29 号条約（強制労働に関する条約）**

1. 政府報告に対して特段のコメントはない。また引用された部分も含め、昨年提出した情報に追加すべきものはない。
2. 条約の適用と直接の関係はないが、連合は日本政府に対し、(戦時中の政府による同条約違反の) 被害者の納得のいく措置を追求するよう、改めて求める。

**81 号条約（工業及び商業における労働監督に関する条約）**

政府報告に対して特段のコメントはない。

**138 号条約（就業の最低年齢に関する条約）**

政府報告に対して特段のコメントはない。

**144 号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約）**

条約の要求する最低限は満たしているが、それをわずかたりとも越えないことに努める  
余り、会議の運営があまりにも形式的になっていると考える。ILO 活動について政労使  
で「全面的、率直かつ有意義」な協議ができる場にすべきである。

**182 号条約（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）**

政府報告に対して特段のコメントはない。

以上

国劳発 30011 号

2004 年 8 月 25 日

厚生労働大臣官房国際課 御中

社団法人日本経済団体連合会

常務理事 鈴木正人



ILOに対する 2004 年日本政府年次報告書案に対する意見

先般頂戴しました既批准条約に関する 2004 年日本政府年次報告書案につき、当連合会として内容を検討致しました結果、特段加筆修正すべき記述はないものと認めます。

以上